

【参考資料】

展覧会の共同開催にあたって

奈良時代に編纂された『古事記』や『日本書紀』の中には、「出雲」と「大和」にまつわる多くの神話や伝承などが描かれており、両地方が古代日本にとって非常に重要な地域であったと考えられる。

「出雲」には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡出土の大量の青銅器や、壮大な出雲大社などがあり、「大和」には古代国家の成立過程を示す、古墳や飛鳥にはじまる宮都の遺跡、多くの寺社などが残っている。

このような歴史的・文化的背景を有する島根県と奈良県は、共に調査研究を進め2020年(平成32年)に東京国立博物館において日本の国の成り立ちや古代世界に迫る特別展『出雲と大和』(仮称)を共同で開催することとした。

2020年(平成32年)は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される年であるとともに、『日本書紀』編纂1300年の節目の年でもある。

国内外から日本の歴史文化に注目が集まるこの年に、島根県と奈良県が共同で展覧会を開催することは、日本の来し方、行く末を考える契機となることと思う。

地方創生が叫ばれる中、この展覧会の成果や展覧会に向けての様々な研究成果を、地方から積極的に国内外へ情報発信していくことは意義深いものと考えられる。

なお、島根県と奈良県がこの展覧会の準備を行うための概要は、別紙覚書のとおりである。

(別紙)

展覧会の共同開催に関する覚書

島根県（以下「甲」という。）と奈良県（以下「乙」という。）は、平成32年に東京において展覧会を共同開催することについて、次のとおり覚書を締結するとともに、本覚書を2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

(開催の趣旨)

第1 東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年は、同時に我が国最古の正史である『日本書紀』編纂1300年にも当たり、日本の来し方行く末を考える契機ともなる年である。

この機に島根県と奈良県は、日本の古代歴史・文化を広く内外に紹介するために、出雲と大和を主題とした展覧会を東京において共同開催する。

(主催等)

第2 1 本展覧会は甲と乙が主催して開催する。
2 本展覧会には、甲及び乙のほか、主催者、共催者等を加えることができる。

(展覧会の名称等)

第3 展覧会は次のとおり開催する。

(1) 名 称

特別展「出雲と大和」(仮称)

(2) 会場及び会期

会 場：東京国立博物館 平成館2階特別展示室

会 期：平成32年 2月～3月(50日間程度)

(事業の遂行)

- 第4 1 甲及び乙は展覧会の開催にあたり、相互に協力し事業を遂行する。
- 2 事業実施に必要な事項については別に定める。

平成27年8月25日

甲、島根県松江市1番地
島根県
島根県知事

乙 奈良県奈良市登大路町30
奈良県
奈良県知事